

# 特定非営利活動法人安城市体育協会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人安城市体育協会（以下「法人」という。）という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県安城市新田町新定山4 1 番地8に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、「スポーツをする・みる・おしえる・ささえる」を基本理念に、子どもから高齢者までの競技力向上、生涯スポーツの推進事業を通して安城市民への体育、スポーツの普及を図り、市民の健康増進、体力向上に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① スポーツ教室等による一般市民へのスポーツ普及事業
  - ② スポーツ指導者養成のための講習会等の開催事業
  - ③ 競技力向上等のためのジュニア育成事業
  - ④ 大会補助事業
  - ⑤ 機関紙等による広報活動事業
  - ⑥ スポーツに関する大会及び施設の管理運営事業
  - ⑦ スポーツに関する功労者等の表彰事業
  - ⑧ スポーツに関する調査、研究事業
  - ⑨ 青少年健全育成のためのイベント事業
  - ⑩ スポーツ活動支援事業
  - ⑪ 地域、学校等への指導者派遣事業
  - ⑫ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同し活動のために入会した個人及び団体
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し活動のために資金援助を行う個人及び団体

### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 正会員、一般会員及び賛助会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

### (抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

### (役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上
- (2) 監事 2人

- 2 理事の中から、会長を1人、副会長を若干名、理事長を1人、副理事長を若干名、常任理事を若干名置く。

#### (役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。
- 5 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。

#### (役員職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 理事長は、会長の指示により業務を統括する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 5 常任理事は、常任理事会を構成し、この定款の定め及び専決事項についての業務を行う。なお、常任理事会については、別に定める規程に基づき業務を遂行する。
- 6 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 7 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (役員任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により選任された役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は前二項の規定にかかわらず、後任者が選定されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を延長する。
- 4 会長、副会長、理事長及び副理事長は原則として75歳をもって定年と定める。ただし、例外は理事会の議決により決定する。

### (役員欠損補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

### (役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

### (役員報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (顧問・相談役及び参与)

第20条 この法人に法上の役員とは別に、顧問・相談役及び参与を置くことができる。

- (1) 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。  
顧問は、諮問に応ずる。
- (2) 相談役は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。  
相談役は、この法人の運営に関し助言することができる。
- (3) 参与は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。  
参与は、この法人の重要な事項について理事長の諮問に応ずる。

### (職員)

第21条 この法人に、事務局長、その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

### (総会の種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

### (総会の構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

### (総会の権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他、この法人の運営に関する重要事項

### (総会の開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要として認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第7項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

### (総会の招集)

第26条 総会は、第25条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (総会の議長)

第27条 総会の議長は、会長が当たる。

### (総会の定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

### (総会の議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (総会の表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

### (総会の議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

### (理事会の構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

### (理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 事業計画及び予算の変更
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (理事会の開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第7項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### (理事会の招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第34条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長不在の場合には、筆頭副理事長がこれに代わる。

### (理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (理事会の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条第2項及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

### **(理事会の議事録)**

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

## **第7章 資産及び会計**

### **(資産の構成)**

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### **(資産の管理)**

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### **(会計の原則)**

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### **(会計の区分)**

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

### **(事業計画及び予算)**

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会において議決を経なければならない。

### **(暫定予算)**

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### **(予備費の設定及び使用)**

第46条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### **(予算の追加及び更正)**

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正することができる。

### (事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

### (事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第51条 この法人の定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

### (解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点の総会において議決承認された者に譲渡するものとする。

### (合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。



## 第10章 雑則

### (細則)

第56条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員 入会金 1,000円  
会費 0円
  - (2) 一般会員 入会金 0円  
会費 一般 500円 小中学生 250円
  - (3) 賛助会員 入会金 0円
    - (ア) 企業 1口 2,000円とし従業員数により下記の口数とする。  
50名以下 1口 51~100名 2口 101~500名 3口  
501~1000名 7口 1001~2000名 15口 2001名以上 25口
    - (イ) その他の団体 2,000円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項の規定にかかわらず、下表役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成22年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成21年3月31日までとする。
- 6 附則2(3)(ア)の企業とは営利を目的として、継続的に生産・販売・サービスなどの経済活動を営む組織体。
- 7 この定款は、愛知県知事の認証を受けた日(平成26年11月28日)から施行する。
- 8 この定款は、愛知県知事の認証を受けた日(平成27年12月11日)から施行する。